

農林水産委員会会議記録（第1号）

令和5年 6月29日

福島県議会

1 日時

令和5年 6月29日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 2時 2分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐々木	彰	副委員長	江花	圭司
委員	宗方	保	委員	古市	三久
委員	宮川	えみ子	委員	小林	昭一
委員	矢吹	貢一	委員	橋本	徹
委員	真山	祐一			

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

佐々木彰委員長

開会に先立ち、今定例会から、農林水産委員会においてもペーパーレス会議を試行導入する。本日は、タブレット端末の操作に係るサポート員及び議会事務局の総務課職員を配置している。操作方法について不明点があれば、気軽に声かけ願う。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐々木彰委員長

異議ないと認め、小林昭一委員、宮川えみ子委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件及び請願1件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐々木彰委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課永田主事である。

政務調査課吉田副主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部に異動があったので、新任者の紹介を願う。

（次長以上の新任者自己紹介）

佐々木彰委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

（別紙「6月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明）

佐々木彰委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

佐々木彰委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

農3ページ、畑地化促進事業の内容と場所を聞く。

水田畑作課長

本事業は、水田での畑作物の導入、定着を図るため、畑地化に取り組む農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金に相当する額を助成するものである。場所についてだが、現在は大玉村、須賀川市、鏡石町、泉崎村の4地区となっている。

古市三久委員

どういった作物を作るのか。

水田畑作課長

畑作物について制限はないため、ソバや野菜、高収益作物でもよい。

古市三久委員

各地区どの程度の面積なのか。

水田畑作課長

各地区おおよそ1万～10万㎡の要望である。

古市三久委員

米から野菜などに転換することになるわけだが、今後の食料生産についてはどのように考えているのか。

水田畑作課長

この事業は、主食用米の需要減や、国際紛争などにより海外からの食料供給が滞っている状況に鑑み、国内の需給を増やすため創設された事業であり、米からの転換で畑作物等を恒久化し、安定的に生産することを目的としている。

古市三久委員

それは聞かなくても理解しているが、例えば大豆や小麦などの具体的な計画は全くないのか。

水田畑作課長

具体的な品目の計画はないが、各地域では振興品目のビジョンを立てている。

古市三久委員

おそらく各地域ではそういった計画があり、例えば先ほどの大玉村、須賀川市、鏡石町、泉崎村では、地域の気候風土に合った作物を作ることになると思う。それを支援して食料の自給率を高めていくのだと思うが、どういった作物をどのように

作るのか計画を立てているのか。

水田畑作課長

委員の指摘は、数値的な目標との理解でよいか。

古市三久委員

そうではなく、例えばここには小麦、ここには大豆を作るなどといった計画はあるのか。

水田畑作課長

そういった計画は各地域にある。

古市三久委員

どのような内容なのか。

次長（生産流通担当）

先ほど水田畑作課長も述べたが、例えば須賀川市であればキュウリなど、各地域でそれぞれ振興する品目を増やしていく計画を策定しており、そうした品目を拡大させるために本事業の申請が行われている。この4市町村において、本事業に該当する箇所でのどの程度増えるかまでは具体的に把握していないが、何の作物をどれだけ増やすかについては、各地域でビジョンを持って計画的に増産していくことになっている。

古市三久委員

言っていることは理解できるが、助成する立場の県が計画を把握していないこと自体が私は問題だと思っている。現在は、圃場整備などを実施した箇所でも収益を上げるために畑作に転換することとなっており、地域は様々に悩んでいる。先日いわき農林事務所の職員とも話をしたが、この気候風土であればこの作物に転換したほうがよいなどといったことは、県が地域にきちんと指導すべきことでもある。

このような事業は今回が初めてなのか。

水田畑作課長

土地改良区の賦課金に対する補助事業については、今年度が初めてである。

古市三久委員

作物の転換はこれから増えてくると私は思っている。この事業はその先駆けだと思うが、答弁を聞く限りだとよく理解できないため、やはりきちんと計画を立てて進めていく必要があるのではないかと思う。その点についてはどうか。

次長（生産流通担当）

委員指摘のとおり、主食用水稲から何に転換していくのかについては、きちんと計画的に進めていく必要があると考えている。先ほども少し述べたが、例えば須賀川市であればキュウリなど、地域ごとに振興する作物をどの程度増やしていくのか計画やビジョンを立てている。当然、地域ごとに適、不適の品目があるため、この事業の大本になっている地域のビジョン策定に当たっては、その地域の特性や水、農地の状況などに応じて増やす作物が適切なものとなるよう、今後もビジョン策定を支援していきたい。

古市三久委員

よろしく願う。

次に、農4ページの農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業は、電気料金の高騰に対する緊急避難的な支援だと思うが、電気料金はこれからも高騰し、下がる可能性はない。その中で、県も未来永劫この支援をしていくことはなかなか困難だと思うが、その辺りについてはどう考えているのか。

農地管理課長

委員指摘のとおり電気料金の高騰が続いているため、まずは農業水利施設の節電に向け、地域の営農形態や営農状況を踏まえた運転時間及び稼働台数の再検討のほか、気象状況を踏まえたきめ細かな運転管理や運用見直しによる施設の稼働時間削減のための技術的助言等を行いながら、受益者を支援していきたいと考えている。

古市三久委員

確かに土地改良区の努力も必要になってくると思うが、今は異常気象など様々な問題があるため、そう簡単にはいかないと思う。負担が増大する可能性がある一方で米の値段が上がらなければ、土地改良区は困ってしまう。

電気料金や肥料等の物価の値上げに対して今後も支援できればよいが、なかなか難しいと思う。そのため、生産物の価格を上げるような政策をしていかないと破綻すると思うが、どうか。

農林水産部技監

土地改良区の電気料金の負担が増えることにより、次は農家に負担が転嫁されることが懸念される。今は農家も電気料金を含め餌代や肥料代など様々な面で厳しい状況にあるため、本事業については、受益者が多い公共的な水利施設の電気料金を

緊急的に支援するものとなっている。

委員から指摘があった件は、そもそもの農家の生産力や生産基盤、あるいは生産価格などの抜本的な問題かと思う。それについては、それぞれの品目や生産基盤の中で、品質や生産量等の競争力を強化しながら、しっかり生産基盤を維持していけるような経営指導や経営支援を様々な事業で総合的に支援している。

あくまで本事業は緊急的な対策と理解願う。

古市三久委員

確かに、この事業は緊急的な対策として進めていかなければならないと思うが、未来永劫続けていくことは不可能であり、それでは解決できない問題だと思うため、その辺りについてしっかり考えてもらいたい。

次に、農2ページの福島県収入保険加入促進事業について、500万円の予算が計上されている。収入保険に加入するための補助事業だと思うが、農業者にはどの程度の保険が下りるのか。

農業経済課長

令和3年のデータになるが、全体で2,717の経営体が加入しており、そのうち7割から請求があった。金額としては約34億4,500万円、一戸当たり約180万円の保険金が支払われている。

古市三久委員

平均180万円とのことだが、それは実際の減収の何%に当たるのか。

農業経済課長

手元に資料がないため、回答は難しい。

次長（農業支援担当）

制度的には、加入時の収入金を基本的なベースとして、その9割を下回って減収となった部分についての9割が補填される。そのため、本来の収入に対して9割弱程度まで補填されている。

古市三久委員

つまり、9割の9割で80%は補填されるが、20%は補填されないということだと思う。保険金が180万円下りる場合、掛金はどの程度なのか。

農業経済課長

掛金については、個人によって様々であるため、一概に幾らと述べるのは難しい。

古市三久委員

規模によって個人で掛金が違うことは理解している。平均である180万円の保険金の下りる場合の掛金を聞いているため、後で分かったら教えてもらいたい。

次に、農17ページの強い農業づくり整備事業の一部について、国への要望の結果不採択となったとの説明があったが、詳細を聞く。

園芸課長

産地パワーアップ事業費補助金に当たる部分であり、白河市の大規模なトマト生産施設を事業として申請予定だったが、それが不採択となった。

古市三久委員

不採択となった理由を聞く。

園芸課長

この事業は、いわゆるポイント制となっている。事業内容によってポイント基準があり、そのポイントで採択の順番が決定されるが、今回は全国的に要望が多かったこともあり、ポイントで順番をつけられた結果、採択基準まで至らなかった。

古市三久委員

不採択になった事業は、将来的な採択に向けて進めていくこととなるのか。

園芸課長

この事業については、経営体の希望が非常に強いため、令和5年度分の事業として国に要望中である。これから予算が厳しくなる中でポイントを獲得できるよう、県としても、各現地に対して計画づくりの段階から支援し、採択できるように努力していきたいと考えている。

古市三久委員

採択できるよう、しっかりと支援してほしい。また、このような事業は、今年度国に幾つ要望しているのか。

園芸課長

調べて後ほど回答する。

宮川えみ子委員

農2ページ、福島県家畜共済掛金補助事業の仕組みを聞く。また、家畜を飼養する農家数や頭数が減少すると負担が重くなるのか。新型コロナウイルス感染症や飼料価格高騰の影響などを受け、どの農家も厳しいようだが、現在の農家数や家畜頭

数の状況を聞く。

農業経済課長

家畜共済は3年ごとに掛金の改定があり、まさに今年4月から掛金率が改定され、農家の負担が大幅に増加することになった。この事業は、今回のそのような状況を受け、家畜共済の加入者に対して、共済掛金の一部を福島県農業共済組合を通じて補助するものである。

家畜共済には、死亡した家畜の損害補償である死亡廃用共済と、病気や怪我をした家畜の診療費用を補償する疾病傷害共済があるが、今回の補助対象は、掛金率の改定に伴って負担が大きく増した疾病傷害共済となっている。家畜の種類別に、掛金の上昇幅の一部を定額で補助する仕組みとなっており、対象は乳用牛と肉用牛の2種類を想定している。

畜産課長

酪農家の戸数については、年々減少している状況である。国の畜産統計に基づく令和4年2月のデータになるが、酪農家戸数は263戸であり、前年同月の283戸から20戸減少している。また、4年2月の乳用牛の飼養頭数は1万1,600頭であり、前年同月の1万1,800頭から200頭減少している。

宮川えみ子委員

肉用牛はどうか。

畜産課長

肉用牛について、まず飼養戸数は、令和4年2月現在で1,650戸となっており、前年同月の1,750戸から100戸減少している。また、飼養頭数は、4年2月現在で4万9,400頭、前年同月が5万500頭となっており、1,100頭減少している状況である。

宮川えみ子委員

共済掛金について、農家にとっては、県の補助を受けることにより、掛金は前年度並み程度で済んでいるのか。

農業経済課長

今回の掛金率の改定により2～8割程度上昇してしまった。今回予算計上するに当たり、今年と昨年の4月の実績額を比較し、その上昇幅分の半分程度を補助する形で予算計上している。

宮川えみ子委員

頭数が減少し、かつ共済掛金も増加することになると、採算が合わない状態がますます加速していくのではないかと心配されるが、その辺りはどう見ているか。

次長（農業支援担当）

疾病傷害共済は、基本的に1頭当たりの掛金となっているため、頭数の幅が前後しても、1頭当たりにかかる金額は一緒と考えている。

橋本徹委員

今回、総額約5億4,408万円の増額のうち国庫支出金が約4億4,000万円で、そのほぼ全てが原油・物価高騰への対応となっている。素朴な疑問だが、県費でさらに上乗せする考えはなかったのか。

農林総務課長

今回の補正予算は、全体で約5億4,400万円の増となっているが、県費については、例えば凍霜害など、本県の今の農林水産業を取り巻く環境や実情を踏まえた部分に充てている。

橋本徹委員

議案説明資料を見ると分かるが、凍霜害対策として1億円の予算が県費で計上されている。先ほど古市委員も述べていたが、原油・物価高は今後しばらく続くと思う。補正のため、国庫支出金を活用することは仕方ないと思うが、今後この状況が続くのであれば、予算の組替えも視野に入れながら対応していく必要があるのではないか。

農林総務課長

県としては、生産者や関係団体からの要望を踏まえ、それぞれの実情に応じて様々な技術支援をベースにしながら、例えば原油・物価高騰対策、あるいは経営安定資金の貸付けなど、各農林漁業者が安定的に経営できるための支援を引き続き検討していきたい。

橋本徹委員

先日の県内調査の際、市場価格が決められている農産物であるため、自分たちが努力しても抗えないくらいの原油・物価高になっており、大変苦慮しているとの話を聞いた。ウクライナへの侵攻が続く限り、何もかも値上がりしていくのは目に見えていると思うため、農家や農林水産業関係者に寄り添って支援してもらうよう要望する。

宮川えみ子委員

凍霜害に関して、気候も時期の変動が激しくなる時代に入ってきているのかと思うが、防霜ファンの対策ではなく、霜被害に強い品種への改良など……

佐々木彰委員長

宮川委員に述べる。予算に関する質問でなければ、一般的事項の際に質問願う。ほかはないか。

真山祐一委員

農2 ページ、肥料コスト低減緊急対策事業について、既に代表質問や一般質問でも様々に言及があったと記憶しているが、先ほどから話に出ているとおり原油・物価高騰が続いていく中で、肥料コストを削減していくことは非常に有効だと思う。導入できる機械、技術は様々にあると思うが、それは基本的に3戸以上の農家グループで導入していくものと理解している。予算規模7,000万円に対し、たしか土壤診断に関する機械や効率的に施肥するための機械等の上限が350万円であるため、20グループ程度を支援するイメージだと思う。何を導入するかによって変わってくると思うが、どの程度肥料コストを削減できるかなど、その事業効果をもう少し詳細に説明願う。

環境保全農業課長

導入機械に関して一番多く想定しているのは、可変施肥田植機、いわゆる土壌の肥沃度に応じて、施肥量を自動的に調節して散布する装置を備えた田植機である。これまでの実証結果を見ると、約10%、多いところで14%程度の節減効果がある。また、本来田畑に全面全層施肥するものを、例えば畝にだけ施肥をすることを局所施肥と言うが、それだとおよそ2割前後の削減は可能とされている。コスト的にどの程度削減できるかについては、例えば15ha相当の規模で述べると、今般の価格高騰で肥料費が約168万円かかっていたものが約135万円程度になるとの試算ができる。

また、田植機で20～30台程度は導入可能と想定しているが、これによって大体数百ha規模の実施が可能になると見ている。さらにそれらをモデル的に波及していくことによって、事業効果がより浸透していくと考えている。

佐々木彰委員長

質疑の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

(午後 0 時 休憩)

(午後 1 時 開議)

佐々木彰委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

午前中の古市委員の見解に対し、園芸課長より発言を求められているので、これを許す。

園芸課長

午前中に古市委員より質疑があった農17ページ、強い農業づくり整備事業に関する産地パワーアップ事業の今後の事業見込みについて答弁する。

県としては、11地区を今後の事業として見込んでいる。そのうちの1地区は、午前中に説明した白河市の不採択となった事業で、現在国に対して、新たに事業計画を申請中である。なお、各地区において事業の調整状況はまちまちであり、白河市を除いたほかの2地区に関しては既に国に申請中であり、事実上採択される見込みとなっている。残り8地区については、今後事業計画作成の支援や高いポイントが取れるような指導を県として進め、採択できるように努力していきたいと考えている。

真山祐一委員

先ほどに続いて肥料コストについて質問する。今回の事業は、基本的には先ほど紹介のあった田植機であればその導入経費が補助されるものだと思うが、県ではこれまでも、費用削減のためのマニュアル等を作成して取組を進めてきたと思う。例えば本事業では、複数の機器を導入してより施肥の量を削減することまでは想定していないのか。1経営体に対し1補助のような仕組みになるのか、複合的に組み合わせる申請することができるのか。アプローチの仕方は幾つかあると思うため確認する。

環境保全農業課長

例えば水稲と露地野菜を栽培している経営体による申請であれば、上限は350万になるが、その範囲での対応は可能だと考えている。また、もう一つの方法として、自動的に肥料の量を調節する機械についても、例えばリモートセンシングを行った上で可変施肥田植機を導入する場合もあり、その場合には2種類の機械を導入する、あるいは1つのサービスプラス機械を導入するケースも考えられる。

小林昭一委員

農2ページの戦略的産地づくり総合支援事業の中に、凍霜害緊急対策事業（果樹産地防霜施設整備対策）として1億円が予算計上されている。県の素早い対応に感謝する。

私の地元でも多少被害があり、様々対応してもらったが、今回の緊急対策事業の内容について大きい項目を聞く。また、各地域で金額も違うと思うが、市町村別が厳しければ方部別でも結構であるため、その状況について聞く。

園芸課長

1点目の事業内容について説明する。この事業は、防霜ファンや凍霜害にも効果のある多目的防災網の導入支援となっている。2点目の要望状況については、現在予算審議中でもあるため、まだ詳細は取りまとめていないが、予算案の発表後様々な地域から問合せがあり、特に凍霜害の被害が大きかった地域からの問合せが多い状況となっている。

小林昭一委員

実は、会津坂下町で情報収集した際、防霜ファンの導入等は農家の負担が厳しいため尻込みしているという声があった。

方部別についてはまだ答弁できる状況にはなっていないのか。

園芸課長

これから取りまとめることになっている。繰り返しになるが、凍霜害の多かった中通りを中心に問合せが多い状況である。

農業振興課長

農業災害対策事業については、当初予算で計上しているものではあるが、現在市町村に要望調査をしている状況である。現時点で10市町村、方部別では県北が4、県中が3、県南が1、会津が2となるが、そこから要望が上がっており、まだ取りまとめ中となっている。内容は、樹勢回復のための肥料や防霜資材の購入といった

要望が多くなっている。今後7月中旬をめどに市町村から申請書を上げてもらい、7月末から8月頭にかけて交付決定できるよう事務処理を進めていきたい。

宮川えみ子委員

農6ページの漁業担い手等対策費は、燃油高騰への支援とのことだが、支援割合は大型船と小型船で同じなのか。また、全ての要望をクリアできる内容になっているのか。

水産課長

農6ページ、漁業担い手対策費のうち漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業であるが、内容は船を陸揚げし船底を洗浄するものである。沖合漁業の大型船と沿岸漁業の小型船の全てを対象としており、補助率は3分の2で計画している。対象とする事業規模については、大型船は全て対象としたいと考えており、小型船については、調査の結果半数程度の規模感で事業を組んでいる。

宮川えみ子委員

支援割合は同じなのか。

水産課長

同じ割合を予定している。

宮川えみ子委員

大型船も小型船も3分の2でよいか。

水産課長

そのとおりである。

宮川えみ子委員

議案説明資料を見てもよく分からなかったが、歳入欄の負担率等に記載されている定額や定額・2分の1などとはどのような意味か。

水産課長

定額と示しているだけで補助率については3分の2で計画している。

宮川えみ子委員

負担率の定額や定額・2分の1とは何か。

農林総務課長

説明資料の負担率等については、あくまで財源として充てる国庫補助の考え方である。今水産課長から説明したのは、各事業の個別の補助率であり、補助率と負担

率は根本的に違うものである。

佐々木彰委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐々木彰委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮川えみ子委員

凍霜害について、これから気候変動が激しい時代に入って行くのに伴い、防霜ファン以外の対策を研究していかなければならないと思うが、何か考えていることがあれば聞く。

農業振興課長

凍霜害の被害回避、防止との観点での研究事例だが、果樹研究所において、それぞれの果樹の生育ステージとその後の気象予報などから、危険な時期などを特定した上で農業者に周知し、防霜対策の徹底に利用できる凍霜害危険度推定システムの開発を行ってきた。

古市三久委員

6月初め、東京電力福島第一原発の港湾内で捕獲されたクロソイから1万8,000 Bqが検出されたが、県はどう分析しているのか。

水産課長

クロソイについては、検出された値が今までよりも、また、事故から時間がかなり経過しているにもかかわらず高かったが、明確な原因は推定できていないため、今は国が検体を採取して調査している。生態からすると、基本的には水か餌から放射性物質を取り込んでいるのだと思うが、魚の年齢もそれほど高くないようであるため、今後の原因究明を待っている状況である。

古市三久委員

東京電力の港湾内にいたクロソイから1万8,000 Bqが検出されたのであれば、港湾内に魚が汚染される箇所があるということだと思う。港湾外からは放射線量が高い魚も時々出るが、あれほど高いものは出ないため、県としては、東京電力にこ

の状況調査を求めて実態を把握し、改善できるものは改善するよう求めていかなければならないと思う。その点についてはどうか。

水産課長

水産課としては、漁業者や専門家が集まって月1回定例で開催している漁業協同組合長会に出席し、東京電力から今般のクロソイの件についても報告を受けている。漁業者からの発言が主体にはなるが、県としても、第一原発港内において汚染から魚を遠ざける対策、具体的には海底を被覆する、魚が移動しないよう網を張る、漁具で魚を駆除してしまうなどといった対策について漁業者と一緒に考えながら提言している。

古内三久委員

今は、港湾内外から魚が行き来できないようになっているのか。

水産課長

湾口部、港湾の出入口及びその中間に網をかけ、行き来ができないよう二重、三重に防止する取組を東京電力が行っている。

古市三久委員

魚は今のところ行き来できないとの認識でよいか。

水産課長

基本的にはかなり多くの時間は封鎖されており、海底部分にはある程度の高さの網がかけられているため、海底のほとんどの魚は移動できない状況になっていると思っている。船が港湾内に出入りしなければならないため、上部は常時囲われている状態ではない事実もあるが、最も汚染の危険度が高い海底に住む魚、海底の餌を食べる魚に対しては、かなりの移動防止策がなされている。

古市三久委員

クロソイは海底にいる魚であるため行き来はできないとの説明かもしれないが、上部は100%行き来できない状況ではなく行き来可能なのだと思う。

先ほど3つの取組を述べていたが、それらは今まで実施したことがあるのか。例えば、港湾内の魚を一度駆除し、どの程度の放射能が検出されるのか調査する必要があると思うが、どうか。

水産課長

この取組はかなり長い期間行われており、一般的な漁網で捕獲したり、餌で誘引

するといった駆除策がある。これらの策により駆除した検体を東京電力が回収し、検査できるものは汚染度を調べて公表している。この取組は二重、三重に取り組みようになり、駆除される魚の数は年々減っているため、効果は出ていると認識している。

古市三久委員

年々減っているのはよいが、一度に全ての魚を駆除することはできないのか。それができるのであれば、入ってくる魚がいるのかどうかも分かる。外から入って来た魚なのか、元々いた魚なのか識別できるようにする必要があると思うが、どうか。

また、今まで東京電力が駆除した魚はどの程度の数なのか。

水産課長

累積数までは手元に資料がないため答えられないが、駆除については、先ほども少し述べたが、港湾の出入口に網をかけ、魚が近寄りやすい防波堤の側など港内にもかなりの漁具をかけており、それを毎日あるいは数日に1回引き上げて確認している。港内は広く、全ての魚を駆除することができないため、決まったところに漁具をかけ、そこに入り込む魚を駆除し、入ってきたものは外に出さない取組を行っている」と認識している。

古市三久委員

船は港湾内に頻繁に出入りするのか。1日に何隻程度か。

水産課長

燃料運搬や魚の駆除のための船が出入りしているが、漁船ではないため把握はしていない。

古市三久委員

先ほど、駆除した魚の累積数は今は把握していないとの答弁があったが、データはあるのか。

水産課長

駆除に関しては、東京電力のホームページに掲載されている。また、先ほど述べた組合長会議の中で、その月ごとに駆除した魚と場所、累積数が公表されている。

古市三久委員

港湾内に魚はどの程度いるのか。また、県はそれについてどう見ているのか。

水産課長

港湾の広さから考えると駆除される魚は大分減っており、入ってくる魚も駆除されていると認識している。面積の割には少ないと思っている。

古市三久委員

港湾内から外に出て行く魚の調査はできているのか。

水産課長

県としては、例えば何か印をつけて追いかけることはできないため、追跡は困難だと考えている。

古市三久委員

できないからではなく、それについても想定し、魚の動態を調べていく必要があると思う。東京電力にしっかり調査するよう要望なり申入れをすべきだと思うが、その辺りについてはどうか。

水産課長

委員が述べたように、出ていく魚もいるだろうと会議の出席者も発言している。会議には水産庁や国の研究機関も参加しているが、その中で漁業者から、魚の動き、あるいはもっと捕獲圧を高めるよう工夫してほしいといった要望が出ているため、県もその方向で協力を求めたいと考えている。

古市三久委員

漁業者が言うのは当然だと思うが、県からも、東京電力がどこまでできるのかは別にして、しっかりと求めてほしい。

もう1点、今世界的な問題になっているのは、ALPS処理水つまり汚染水が放出されるのかどうかである。これについて、本県としては、放出されたら風評被害が起きるとの認識なのか、それとも大したことはないとの認識なのか。

次長（生産流通担当）

風評は直接的な被害ではなく、予測が非常に難しいと思っている。どちらとも言えない状況であるため、県としては国と東京電力に対し、風評被害がまず起きないように徹底して対策することをこれまでも求めており、引き続き求め続けていきたいと考えている。

古市三久委員

風評被害が起きるのか分からないのにもかかわらず、風評被害が起きないように求めているのは、非常に矛盾していると思う。例えばどのようなことを具体的に求

めているのか。

次長（生産流通担当）

風評被害は実質的な被害ではない。例えば、福島のは危険などといった誤った認識によって起こるものが一般的に風評被害となるため、当然ながら、処理水そのものによる農林水産物への影響がないならないという正しい情報をきちんと理解してもらうことがまずは重要だと考えている。

古市三久委員

つまりは根拠のないうわさが風評になると思うが、現状どうなるか分からない。風評を払拭するためには正しい認識をしてもらうことが必要になるとのことだが、今までの情報発信が不足しているということか。それとも、もっと違った情報発信をすべきということなのか。

次長（生産流通担当）

まだ風評被害自体が起きているわけではないため、不足しているのか正確な判断は難しいが、先ほど述べたように、正しい情報を伝え続けることにより、誤った認識が発生するのを少しでも抑えられると考えている。当面はきちんと正しい情報を発信して理解を深めてもらい、今後仮に風評が疑われるような事態が発生した場合には、その状況に応じてきちんと対策してもらうことが大事だと思っている。

古市三久委員

放出してから様々な問題が発生していたのでは遅いと思う。県としては、風評被害が起きないとの立場に立っていくのか、あるいは風評被害が起きることを前提に対策を求めていくのか、どちらなのか。

次長（生産流通担当）

繰り返しになるが、我々も風評が出るかどうか現段階では判断ができないため、誤った認識による風評が起きないように、きちんと正しい理解を深めてもらう取組を国、東京電力にはこれまでも求めてきており、これからも求めていく考えである。

古市三久委員

アンケート結果では風評被害が起きるとの回答が多いため、県がそれでは駄目だと思う。風評被害が起きるとの認識に立つのか立たないのかが問われている。今日の新聞で報道されていたが、岩手県の漁業協同組合も風評が起きるのではないかと心配している。

トリチウムは害がないと言う人もいれば害があると言う人もおり、諸説あるため、簡単に決められる話でもないと思っているが、本当に本県の漁業を考えてどうするのかが問われている。本県の漁業協同組合は放出に反対しており、官房長官も漁業者との約束については遵守したいと述べている。その意味で、今世の中全体がALPS処理水の海洋放出について心配し、懸念を持ち、風評被害が起きるとの認識になっている。

そのため、県も漁業者の立場を厳守する立場に立って考えていかなければならないと思うが、どうか。

次長（生産流通担当）

委員指摘のとおり、風評が起きるのではないかと懸念の声は非常に多く出ている。先ほど述べたように、ALPS処理水放出に関する風評の防止、万が一出た場合の対策については国と東京電力が対応することが大原則だと思っている。県としては、処理水の話が出る前から県産農林水産物に対する風評がいまだに残っていることもあり、安全であるという正しい情報に加えてよいものだとしっかり伝え、処理水放出の有無にかかわらず風評をなくしていこうと取り組んでいる。引き続き風評を出さない、あるいは軽減するための取組を場合によっては強化しながら取り組んでいきたいと考えている。

古市三久委員

最後に部長に聞く。国、東京電力は、漁業協同組合など本県の関係者と「関係者の理解なしには放出しない」との約束をしたが、農林水産部としてはこれを遵守するのか。

農林水産部長

処理水放出に関しては、科学的安全と社会的安心がある。県としては、これまで議論してきたように国の責任において、まずは国内外の理解促進、そして万全な風評対策に全力で取り組んでもらうことが重要であると認識している。そのため国に対しては、処理水の処分によって県民が積み重ねてきた努力が水泡に帰すことのないよう、政府一丸となって万全な対策を講じ、最後まで責任を全うするよう求めてきたところであり、これからも求めていきたいと思っている。

古市三久委員

国も東京電力も約束したわけであるから、本来であれば県、あるいは農林水産部

が漁業者との約束を遵守すべきだと言わなければならないと思っているが、なかなかそうならないのが現状である。

今部長がいみじくも答弁したように、国、あるいは東京電力に求めていかなければならない問題であり、やはり農林水産委員会の意思として、漁業者との約束を守るべきと国や東京電力に求めていく必要があると思う。これについては賛成や反対があるため、様々に議論してもらって構わないが、そのくらいの問題だと思っている。漁業を所管する委員会がこの問題についてどのような立場で対応していくのが問われると思うため、どこで議論することになるのかはよく分からないが、しっかりと議論して委員長と副委員長の手元で進めてもらいたい。よろしく願う。

宮川えみ子委員

汚染水・ALPS処理水に関しては、風評はもちろんだが、風評だけではない意見も大事にしなければならないと思っている。実際に、きのこや山菜などの地物がいまだに食べられない。放射能については、原子爆弾の影響が何十年後に出てくることもあるため、当然、処理水も流し続ければ10～20年後にどのような害が出てくるのか分からない。本会議でも質問があったが、事故が起きた原発もどのような状態になっているのか、放射能の数値が上がるのかも分からず、今の状況は非常に問題があると思う。県は政治的立場や知事の立場があると思うが、古市委員が今述べたように、我々が純粋に漁業、農業を守る立場で対応することが大変重要ではないかと思う。意見がまとまれば、今の古市委員の発言は非常に大事だと思うため、委員長に要望する。

佐々木彰委員長

古市委員、宮川委員から求められた件については、正副委員長に一任いただき、調整した後に各委員へ改めて報告するため、よろしく願う。

ほかにないか。

宮川えみ子委員

部長説明で、水産業の再生に関して高鮮度出荷体制とあったが、概略を説明願う。

水産課長

高鮮度出荷体制については、漁獲から消費地へ届くまでの流通体制の中で、魚介類の鮮度を保つ機器類、例えば試行的に取り組んだシャーベットアイスや保冷機材などに対して支援するなど、本県の魚介類の鮮度を保ったまま消費地に届ける流通

の一貫性を持った支援を指している。

宮川えみ子委員

これまでの支援に加えて、特に今述べたような資材の導入を支援するという考え
でよいか。

水産課長

これまでも取組を支援してきたところではあるが、例えば本年度の予算だと、漁
協で氷を作る経費の支援などを新たに追加し、さらに取組を進めている。

宮川えみ子委員

承知した。

最後に、部長説明にあった指定管理者の募集について、「ふくしま県民の森をは
じめとする農林水産部所管の3か所」とのことだが、残りの2か所と現在の指定
管理者を説明願う。

森林計画課長

ふくしま県民の森のほか、逢瀬公園に隣接している福島県総合緑化センターと猪
苗代町にある福島県昭和の森の3か所で指定管理者の募集を開始しようとするもの
である。現在の指定管理者だが、ふくしま県民の森が（公財）ふくしまフォレスト
・エコ・ライフ財団、福島県総合緑化センターが（公財）福島県都市公園・緑化協
会、福島県昭和の森では（一財）法人猪苗代町振興公社が受託している。

古市三久委員

指定管理者制度を導入してからは同じ業者が受託しているのか。

森林計画課長

指摘のとおり、指定管理者については、今までほかの業者に移ったことはない。

古市三久委員

働いている人が安定的に仕事をする意味では、同じ業者がずっと受託しているこ
ともよいと言えばよい。ただ、指定管理者制度はコスト削減を目的として導入した
ものであるため、そこで働いてる人たちがどの程度の賃金で働いてるのかも非常に
問題があるところだと思っている。最低賃金制度について様々言われてる中で、指
定管理者についてコスト削減だけを念頭に置かない運用を検討するよう要望する。

次に、先日の本会議において、我が会派の渡部優生議員が地域計画について質問
した。1,500の地域計画の策定との答弁だったが、基本構想はほとんどの市町村が

策定しているのか。

農業担い手課長

檜枝岐村を除いた58市町村で策定している。

古市三久委員

1,500の地域計画とは、59市町村の計画を全て足した数との認識でよいか。

農業担い手課長

地域計画は、農業として利用する全ての地域を対象に作ることになり、58市町村の全てのエリアで策定される。市町村によってエリア取りは様々であり、大きいエリアもあれば集落単位のエリアもあるが、それを全て合わせると現在1,400程度となっている。

古市三久委員

地域計画に該当しない場所はどのような場所なのか。市町村のエリア全てが農業振興地域に該当するのか、それとも部分的に入るのか。その辺りについて聞く。

農業担い手課長

農業上の利用が行われる農用地等の区域であり、市街化区域を除く地域を対象に作成することになっている。一方で、農業用の利用があまり見込まれない区域は、協議の中で外すこともでき、粗放的な管理や極端な場合には農地以外の利用などの形での活用になる。

古市三久委員

1,400の地域計画で、本県の農地全体の大体何割が入ると見ているのか。

農業担い手課長

先ほど述べたように、農地については市街化区域を除く全てが対象になる。そのエリア取りについては、今後市町村が策定する中でなされていくことになる。

古市三久委員

将来的には、この地域計画の対象となった農地を農業で利用することになり、除外された地域は粗放的利用地域として残していくことになると思う。人口が減少している中でも、米などの生産体制は一定程度整備しなくてはならないと思っており、それを計算して地域計画を立てていく必要があると思うが、それについては今後の問題として市町村が考えていくことになるのか。そこで県はどのような役割を果たすのか。

農業担い手課長

地域計画の策定のプロセスだが、地域のエリアごとに関係機関や地元農業者が協議しながら検討し、最終的には市町村が策定することになる。当然、どういった品目を地域で作っていくのかも記載できるが、それぞれの農地を10年後に誰が扱っていくのか定めることが1番の大きなポイントになっている。

また、市町村の振興作物等もあるため、市町村が定めているそれぞれの振興計画などと整合性を図りながら、基本構想に照らして市町村が策定していく形になると思う。

古市三久委員

つまり簡単に言うと、10年後に誰の農地なのか分からなくならないよう、農地を管理するために策定するのだと思うが、10年間は長すぎるとの考えもある。

地域は今非常に高齢化している中で、農地をどうするかとの問題もあり、なおかつそれに関連する作業も、地域の中で維持できない状況になってきている。それらも含めて地域計画を策定するのだと思うが、農地の中間管理機構はどのような位置づけになるのか。

農業担い手課長

地域計画の中で中間管理機構の位置づけだが、地域計画においては、今ほど述べた農地の流動化についても当然必要になってくる。今般の農業経営基盤強化法の改正により、農地の貸借の仕組みが、この地域計画に基づき農地中間管理機構を介した貸借へと大きく変わる。つまり、地域の実情に即して中間管理機構を通した農地の貸借になっていくことになる。

古市三久委員

中間管理機構は地域計画の中で中心的な役割を果たし、機構が地域の農地を管理して農業者が農産物を生産することになっていくと思うが、農業基本法も今後改正される中、農業者の生産コストに見合った価格になっていくのかが最大の問題になる。地域計画や農業基本法の改正等については、県がしっかりとした考え方を持っていなければならない。これまで作った県の農業計画も基本法の改正にのっとなって見直していかなければならない。

今後ますます改正内容が明らかになってくるため、その都度県にただしていきたいと思う。本県の農業をどうしていくのか、あるいは食料をどう守っていくのか、

10～20年先を見据えた方針をぜひ決めてもらいたいため、よろしく願う。

農業担い手課長

先ほど答弁の中で、地域計画の数を1,400と述べたが、正しくは1,500であるため訂正する。

佐々木彰委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐々木彰委員長

以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐々木彰委員長

ただいま朗読させた請願について、方向づけを尋ねる。

請願85号について、各委員の意見を聞く。

宮川えみ子委員

採択を願う。

小林昭一委員

継続審査を願う。

橋本徹委員

継続審査を願う。

真山祐一委員

継続審査を願う。

佐々木彰委員長

請願85号については、意見が一致していない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐々木彰委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月4日に行う。

以上で請願の審査を終わる。

本日は以上で委員会を終わる。

明6月30日は現地調査を行うため、委員は作業服を着用の上、午前8時45分までに本庁舎東玄関に参集願う。

7月4日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 2時 2分 散会)